(農林水産省)

	、
制度名	農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置の延長
税目	石油石炭税(租税特別措置法第90条の6)
要	農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を2年 延長すること
望	(現行制度の概要) 農林漁業に供されるものとして、課税済み原油から本邦において製
Ø	造されたA重油を農林漁業用に供するために購入した場合、その購入したA重油について石油石炭税額に相当する金額(1klあたり2,040円)を当該重油の製造業者に対し還付する。
内	
容	減収見込額 — (平年度) (▲3,105百万円)
	(1) 政策目的
±r	我が国の漁業生産は、総漁船の 97%を占める動力漁船に大きく依
新	存しており、動力漁船に主に用いられるA重油は、漁業にとって必要
設	不可欠で重要な生産資材となっている。漁業はエネルギー高消費型の
	産業であり、漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約20%と高く
拡	、また、近年、中国をはじめとする世界の石油需要の急増、投機資金
充	│が金融市場から原油市場に投入されたことなど複雑な要因により油価 │ │が高騰し、20年8月をピークにその後落ち着きつつあるものの、高 │
又	止まりの状態にあり、依然として漁業経営の圧迫要因・不安要因と
は	なっている。
延	このため、漁業用A重油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、
	漁業者の負担軽減を通じた漁業経営の体質強化を図ることが極めて重
長	要である。
を	(2) 施策の必要性
必	│ 直接的に還付を受けるのは石油精製会社であるが、税額相当分が還 │ │付されることにより、漁業用A重油の末端価格を引き下げる要因とな │
要	17 されることにより、漁業用A里油の木崎価格を引き下りる安凶とな
ع	件を同一にし価格を安定させて供給することにより、零細経営者の多
す	い漁業経営を安定させるためにも、本措置を延長する必要がある。
。 る	(3) 要望の措置の妥当性
_	漁業用A重油は、漁業生産に必要不可欠な生産資材であるととも
理	に、漁業支出に占める割合が高いことから、その安価な供給を図る
由	ことは、漁業者の生産コストの軽減を図る上で重要であり、本特例措 置を行うことは妥当である。

今	政策評価体 系における 位 置 付 け	Ⅶ-⑭水産業の健全な発展【平成 20 年度、平成 21 年度】
の	政 策 の 達成目標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、漁業者の 負担を軽減し、かつ、零細経営体の多い漁業経営の体質強化に資す る。
要望	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
に関	同上の期間中 の 達 成 目 標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、零細経営体の多い我が国の漁業者の負担を軽減し、漁業経営の体質強化に寄与する。
連ず	当該要望項目 以外の税制上 の 支 援 措 置	租税特別措置法第90条の4 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置
る事	予算上の措置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	なし
項	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
これま	政 策 の 達成状況	漁業用A重油の安定的供給の確保と漁業者の負担軽減を通じた漁業 経営の体質強化を図った。
までの租税特別措置	租税特別措置 の 適 用 実 績	過去の適用実績
	租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	本税制措置により、農林漁業用A重油に係る石油石炭税が還付され、 農林漁業者の経営の安定に資することにより、農林水産物の安定的な 供給が図られている。
美績と効果に	前回要望時 の達成目標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、零細経営体の多い我が国の漁業者の負担を軽減し、漁業経営の体質強化に寄与する。
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給に効果があったものの、漁業はエネルギー高消費型の産業であり、漁業支出に占める燃油費の割合は高く、また、近年、中国をはじめとする世界の石油需要の急増、投機資金が金融市場から原油市場に投入されたことなど複雑な要因により油価が高騰し、20年8月をピークにその後落ち着きつつあるものの、高止まりの状態にあり、依然として漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。

これまでの 要 望 経 緯 平成元年度より還付措置を要望